

記証官人命(一名)

人閣議第一三三號

起案

平成六年一月二四日

決定	平成六年一月二五日
上奏	平成六年二月九日
裁可	平成六年二月九日

施行

平成六年二月九日
平成 年 月 日



内閣總理大臣

手

内閣官房長官

内閣官房副長官

試

五



内閣参事官



羽田國務大臣

五

畑國務大臣

耳

五十嵐國務大臣

五

江田國務大臣

五

三ヶ月國務大臣

乘

熊谷國務大臣

志

佐藤國務大臣

親

久保田國務大臣

五

藤井國務大臣

乘

伊藤國務大臣

旦

愛知國務大臣

愛

武村國務大臣

試

赤松國務大臣

乘

神崎國務大臣

瓜

石田國務大臣

堂

広中国務大臣

長

大内國務大臣

乘

坂口國務大臣

政

上原國務大臣

康

山花國務大臣

止

高橋 久子

最高裁判所判事に任命する

内閣

2丁										裁 判 所						年 号	月	日	事 項	庁 名
					"	"	"		"	"	平成 五三	昭和 六四	昭和 六二	昭和 六一						
					"	"	"		一〇	四	九	一	七	四						
					中央児童福祉審議会委員（ゝ現在）	雇用審議会委員（ゝ現在）	財団法人二一世紀職業財団会長（ゝ現在）	（現在）	財団法人アジア女性交流・研究フォーラム理事長（	財団法人婦人少年協会会長（ゝ現在）	中央家内労働審議会会長（ゝ平五・一〇）	財団法人勤労者福祉振興財団顧問（ゝ現在）	中央家内労働審議会委員（ゝ平五・一〇）	神奈川機会均等調停委員会委員（ゝ現在）						

高橋久子